
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

平成29年12月7日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成29年12月7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（8名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
9番 松 田 悦 郎	10番 山 路 有

欠席議員（1名）

8番 井 藤 稔

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回日吉津村議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問。きょうは2日目となりますけれども、一般質問を行います。

ここで2日目の通告者の紹介を行います。

通告順5番、議席番号3番、松本二三子議員、午前9時から行います。通告順6番、議席番号6番、江田加代議員、午前10時から行います。通告順7番、議席番号7番、橋井満義議員、午前11時15分から行います。

それでは、3番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） おはようございます。3番、松本です。

今回は、3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は正しい防災・避難訓練とはということで、毎年10月の1週目の日曜日に開催されている村の防災訓練関連について伺います。①として、今のまま、毎年同じ訓練で大丈夫なのかという村民の声があるがどう考えるか。②として、各自治会で地域性から違う訓練もしていると思うが、それぞれの自治会から訓練後に出てきた意見なり、問題点を村全体で把握して、次へ向けての検討材料にしているのか。③として、災害時要援護者支援者カードについて。④として、津波についてですが、津波が来ても温泉線だとまとめた聞いたが本当かと聞かれた村民さんがおられたことについて。

2点目が、ヴィステテひえづの現状はということで、オープン後1年半が過ぎたヴィステテひえづの今の状況について伺います。①として、公民館、図書館、健康対策の3機能が複合施設としてうまく機能しているのか、できている点、不十分な点は。②として、少し前に図書館のページや一部切り取りが多いというニュース報道がありましたが、村図書館ではどうだったのか。また、貸し出し後の汚れなどへの対応についてお聞きします。③として、以前にも質問しましたが、ヴィステテの研修室、ホールの貸し出しについてのきちんとしたマニュアルや貸出時のチェック

項目、免除になる場合などですが、できているのか。

3点目は、除雪についてです。村民から道路の除雪についての問い合わせが多いですが、お聞きしようと思いましたが、昨日、同僚議員への回答もありましたので少しだけ伺おうと思います。必要があれば再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、正しい防災・避難訓練とはということで、項目を4つに分けて質問をいただいております。1つ目が、今のまま、毎年同じ訓練で大丈夫なのかという村民の声がある、どう考えるかということですが、災害といたしましては、地震、津波、台風、大雨、洪水、さらには大雪等が主なものであるというふうに思っています。実際の災害を想定し訓練するとなれば、台風は外を出歩かないということになります。それから、大雪は行政や個人で雪かきをするという対応になります。ということで、住民参加型の訓練としては、さっき申し上げました台風などは適切ではないということですので、基本的には地震、津波の訓練を実施をしているというのが現状であります。

防災訓練は、基本的には災害対策本部の対応に合わせまして、各自治会に避難所を設置していただいて、避難訓練を行っていただくという内容にしております。それから、このほかにも自治会ごとにさまざまなメニューを検討されて、炊き出し訓練や放水訓練など、独自の訓練も行っていただいておりますという現状であります。

そして、②番であります。訓練後に出た自治会からの意見や問題点を次に向けての検討材料としているのかということですが、毎年、防災訓練の反省会を実施をしておるということで、各自治会や訓練参加団体から御意見を伺いながら、自治連合会でも協議した上でその反省を生かし、訓練の内容をわずかずつではありますけれども変えながら実施をしているというところでもあります。

近年の台風により豪雨が発生し、全国各地で想定外の氾濫被害が発生をしております。国管理の大河川だけでなく、都道府県等が管理する中小河川でも大洪水が発生をするおそれがありますので、日野川等の洪水氾濫に備えるために、現在、国、県、日野川圏域市町村で減災対策協議会を設置して、逃げおくれゼロを目標に協議を行っております。現在、これからということになりますが、タイムラインの策定中であります。策定後は、洪水による避難の訓練の必要もあるというふうに考えております。ただ、日野川の大規模氾濫というのは到底到底我々が想定ができないところの大きな被害になるというところでもありますので、31年中だったな、策定は、31年中

に日野川沿岸の流域の、国は国、直轄は直轄、県は県、そして市町村は市町村ごとに、特に市町村は避難行動計画を策定して、住民の皆さんにお示しをしなければならないというところでやっておるところであります。

③の災害時の要援護者支援カードについてでありますけれども、日吉津村の災害時の要援護者台帳は、高齢者や身体に障がいのある方などが災害時に迅速に避難や安否確認ができるよう、緊急連絡先や災害時に必要な支援等について登録をしていただくものであります。登録された情報をもとに、ふだんからの見守りと災害が発生したときの支援体制づくりに活用するという内容のものでございまして、平成24年度から始めて、当初の登録者数は233名で、うち個別避難支援計画を策定した方が23名であります。民生・児童委員さんには登録者の情報を提供しておることでもありますし、自治会へは登録者のうち個別避難支援計画を策定した方の情報を提供しておることでもあります。現在、名簿登録者数は412名に膨れ上がっております。

次に、④番目の津波についてで、温泉線をとまるという話があるがということですが、24年の11月に米子市と合同で津波のハザードマップを作成し、全戸配布するとともに、ホームページにも掲載をしております。また、防災訓練を初めとして、機会あるごとに震源地や最高津波高及び津波の到達時間も説明してきたところでありますが、本村が想定しております津波は、佐渡島沖北方断層で地震が発生したときの津波が3メートル99の高さになるということであり、その3メートル99の津波の高さを想定した場合に、村道温泉線を超えて村道今吉区画1号線付近まで浸水し、一部の住宅が被害を受けますけれども、村道温泉線以南の、村道温泉線から南のほとんどは浸水深、水の深さが、津波の深さが1メートル未満であるということでもあります。津波ハザードマップ等でもう一度浸水想定区域の確認をお願いし、村道温泉線をとまらないということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。特に、ホレコ川の流域を逆流して遡上するということになりますので、温泉線をとまらないということではありますが、防災訓練についてはやっぱり、きのうもございましたけれども、訓練なれといえますか、そこが出つつあるなということでもありますので、改めて緊張感を持って津波なり災害なりの避難訓練ができるような仕掛けも一つ考える必要があるかなというふうに思っています。

2番目の質問の、ヴィステひえづの現状でありますけれども、公民館、図書館、健康対策の3機能がうまく機能しているか、できている点、不十分な点はということでもございまして、ヴィステひえづは楽しく集える癒やしと学びの場として、コミュニティセンター、図書館、健康相談センターの3つの機能を持ち合わせ、村づくり、人づくりの拠点として、開館以来、たくさんの方に御来場いただき、さまざまな活用をいただいておりますことは、皆さん御案内のところ

あります。特に、村民有志によるヴィレステ楽座のように、主体的なイベントも開催されるなど、新たな活用も生まれておるといふことでありますし、健康相談健診センターでは母子保健や成人保健事業などの健診業務や相談業務を行っております。キャンドルナイトや生涯学習大会の際に、相談もふえるなどの連携も生まれておるといふことであります。そのほかに、健診時や講演会があるときはそれぞれのテーマに応じた本を並べて、利用者に読んでもらうなど工夫を凝らしております。また、感染症対策、インフルエンザやノロウイルスについても保健師の指導のもと、職員間で共有するなどさまざまな事業について3機能で連携をとっておるといふことであります。

不十分な点はといふことでありますが、たくさんの方に御活用いただき喜ばしいことでもありますけれども、実際に利用者がふえたことで、窓口対応に多少苦慮もしておる場面が出てきておるといふことがあります。開館から3年目を迎えて不十分な点も出てきたといふことでありますので、そのように理解をしておりますので、3機能の業務を再点検をしながら、条例規則に基づく見直しを検討をしておるといふところでありますので、不十分さを改善して、さらに村民の皆さんが利用しやすいヴィレステにしようといふことで、新年度に向けて改めて検討を加えて、新年度から新たな方向で進んでいきたいといふことで今検討をしております。

それから、次の③番目の研修室、ホールの貸し出しについてのマニュアルやチェック項目はできているかといふことでありますが、貸し出しについては、マニュアルについては現在作成しておりませんが、それは規則に基づいて申請をしていただいて許可を行っている、規則がマニュアルになっておるといふことだと思っております。また、貸し出しの際は、事前に使い方等の十分な説明をするように心がけておるといふことであります。利用者によってはさまざまな対応が求められるために、利用者に親切丁寧に対応できるよう、現在、事例を集めながらマニュアル作成に向けて検討をしておるといふことであります。なお、施設の利用前に日吉津村コミュニティセンター使用報告書、キッチンスタジオの使用後確認シートを利用者に渡した上で、使用後に提出していただいて、きちんと利用できているのか確認をしておるといふことであります。減免規定については内規を作成しております。村外から初めて利用された減免希望の団体については、減免申請をしていただいた上で判断をしております。減免が非常に申請が多いのではないかといふ気はしておりますけれども、分け隔てなく公平な判断で、減免適用は減免、利用料をお払いいただく方には利用料をお払いいただくといふことで適切な判断に心がけておるといふことであります。

それから、3番目の除雪についてでありますけれども、除雪対策の雪の量や優先順位などはといふことでございまして、昨年度は、この1月、2月は大変な雪で村民の皆さんに非常に御不便

をおかけしたということではありますが、その際には幹線道路以外の路線についても積雪量の多い北部から順次、村内の北のほうから順次やってきたということはきのうもお答えをしたところがあります。それから、基本的には15センチ以上の積雪で除雪をする一次路線、20センチ以上の雪で除雪をする二次路線とに分けてしておりますけれども、雪の降雪量の予想が出されますので、この積雪に到達するということが見込まれるというときには事前に除雪に当たるということも確認をしておるところであります。それから、歩道については15センチ程度の積雪で通行に支障が出るということでもありますので、役場を中心にして北と南に分けて、歩道の除雪機で除雪をやるということでもあります。優先順位はということではありますが、一次除雪路線のうちの実施順は県道と役場線とバス路線でございます、旧国道線を早期に行うと。それから、二次除雪は一次路線と同様に除雪車両の効率的な運行を図るということなどから、集落や建物の多い路線から早期に行うというものであります。そういう意味では、どこの路線、いわゆる除雪計画においても同時にスタートができませんので、どうしても時間差が出るということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思いますし、除雪の計画図は、きのうも御指摘と申しますか御掲示をいただきましたけれども、村報ひえづの12月号に掲載をしておりますので、改めて御確認をいただきたいというふうにお願いをして、以上で松本議員の一般質問のお答えと申しますけれども、ヴィレステひえづの現状の村図書館での図書の汚れなどへの対応はということでは、教育長が答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

ヴィレステひえづの現状に関することの中で、図書のページや一部切り取りが多いというニュースに関連して、村図書館ではどういう状況だったか、汚れなどへの対応はどうかという御質問でございました。

御指摘のとおり、ことし5月ごろから、全国の図書館、東海、北陸あたりが中心だったと思いますが、中には仙台、宮城のほうの図書館でもあったというふうな報道がございました。学校史などの図書の切り取り事象について報道があったところがございます。日吉津村図書館におきましては、小学校の文集など閉架しております。外に出さずに、中に閉架しております。報道を受けまして、郷土資料コーナーの資料について確認をいたしました。切り取りに関する事象は見受けられませんでした。ありませんでした。他の図書館におきまして、これは図書館職員が聞いてきたことではあると思うんですけども、雑誌のページを切り取るなどの事象が発生しているということは聞いてきているようでございます。しかし、日吉津村図書館の雑誌コーナーではそ

ういう事象はありませんでした。

それから、日吉津村図書館において、一時、新聞の一番隅の辺にボールペンの試し書きのような書き込みがあったことがあったそうでございます。そこで、館内に書き込みは御遠慮くださいというふうに掲示いたしましたところ、そういう事象はなくなったということでございます。

汚れなどへの対応についてでございますが、日吉津村図書館では貸し出し本の返却をいただいたたびに、フィルムコートを施してある本の表紙を拭いて、それからまたページをめくって利用者の忘れ物がないかですとか、汚れや破れなどがどうか確認してから、書架に戻すという作業をしておるところでございます。汚れとか破れとかが見つかった場合、表紙のバーコード近くに汚れありとか、破損ありとか、水ぬれありとか、などの表示を貼付するようにしております。そして、また、そういうような場合、職員によって修繕できる状態のものは修繕をするようにしておるところでございます。ただし、修繕しようとしても原状復帰が難しいというような場合もございまして、そういうような場合は利用者に弁済をお願いするという事例もございます。

例えて申し上げますと、ペットがかんでしまったりとか、それから幼児のいたずら書きであったりとか、食べ物、飲み物をこぼして内容が見えなくなってしまうほどになった場合とか、雨とか雪とか飲み物によって本がぬれてしまった、幼児が破ってページが欠損してしまった、いたずら書きをしてしまったと、そういうような事例がたまに見られるということございまして、このような事例がありますと、もうこれが貸し出しに供することができないという状況になりますと、新品本を買って弁償していただくというふうに、原則としてお願いしております。その本がもう既に廃刊になってるというような場合もございまして、そういう場合は同様の内容のものを買って弁償していただいているということでございます。今年度は、11月末現在でそのような弁償いただいたのが5件あったということございました。いずれにしましても、何かの意図を持って切り取って何か利用するとかいうような形での被害的なものは、日吉津村図書館では起きていないというのが現状でございます。

以上で、松本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、再質問させていただきます。

まず、防災訓練のほうですけれども、詳しくお話していただきましたが、一番思ったのが、きのう村長も役場に詰めるとおっしゃってましたが、私たちも自分の自治会にしか行かないので、よそがどうしているのか、自治会長は割かしこういうのを次取り入れようというのを

してくれるのでちょいちょいわかるんですけども、なかなかどんなことをされているのかって
いうのがわかんなくなって、結局、うちはもう上二に住んでおりますので、上二の自治会では、
朝の訓練のサイレンを聞きまして、最初に班ごとに公民館に集まると。その後、今回は消防に
お願いして消火器を使った消火訓練をさせていただきました。そのときに、同時に期限切れの古く
なった消火器などを業者さんに見てもらって、かえたりとか、中身の交換などのやりとりもさせ
てもらって、うちも村から予算いただきまして、炊き出し訓練を何年かさせてもらってます。豚
汁とおにぎりをつくって、避難してきた人たちに食べてもらうんですが、これ、いつもなら9時
からですので、朝食後だったりするので、で、忙しいからということで、結構、割とそれを食べ
ずに帰っておられる方が多かったんですが、今回は消防車が思ったよりも遅くって、待ってる時
間に食べていただけたっていうちょっとメリットもあったんですけども、そこで出てきた意見
が、結局、もうできてるんですね、豚汁もおにぎりも。おにぎりだけは皆さんが来られてから握
ったりしてもらってますが、御飯は炊けてるんです。なので、避難してきた時点で、炊き出しが
できてるのはおかしいと。ガスがつかなかったら、水が出なかったらという想定で、炊き出し訓
練しないといけないんじゃないかっていう意見。火おこしの練習からしようとか、プロパンガス
がとまっちゃった場合に、プロパンガス、これボンベですか、あれを各公民館に置いとかんとい
けんじゃないかというような意見も出てきました。こういう発展的な意見も出るんですけども、
なかなか集約してできずに、結局、毎年同じようなやり方、ちょっとずつ変えてはいるんですが、
やっているうちに、訓練をしてても、結局、いざとなったら生かせないんじゃないかという意見
まで出てきたんですけども。こういう言葉とか意見とかってというのは、村のほうには届いてい
ますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

先ほども村長のほうから、訓練後に、11月6日でしたけども、各自治会、それから団体に出
ていただいて反省会をしております。ただ、そのプロパンガスとかそういうことをしたっていう
細かいところまでは受けておりませんが、そういうぐあいに各自治会での課題があったり、
そういうものをどこまで取り入れるのかということで、次の年の訓練に生かすようにはしてあり
ます。ただ、訓練自体が、先ほども地震、津波を中心にとということで、あと避難までが、ある程
度うちで組んでる訓練内容ですので、あとは先ほどの炊き出し訓練とか放水訓練とか、各自治会
でしていただく部分もありまして、その辺の工夫をしていただくことと、こちらが連携できるこ
とは今後も連携していきたいなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 結局、うちもその豚汁とおにぎりを食べていただきたいというのが出てきてしまうので、これ、毎年、子供会で育てるサツマイモというのがあるんですけども、これを使って豚汁つくりましたとかいって交流を織りまぜたりですとか、ことしも元気で訓練ができてよかったですねとか、最終的には、あら、久しぶりって言って、近況を話す会になってしまったりしている、まあそれも悪くはないとずっと思ってて、それを私が言っても誰も、そんな気持ちじゃいけんがなという方がおられなかったという現状がやっぱりあるかなと思ってたんですけれども。

やっぱり最近、ボランティアの関係でよそに行かせてもらうことが何回かあったんですけれども、そこで聞かせてもらったのが、実際に地震とかその災害に遭われた方の話を聞いてしまったら、本当に真剣味に欠けていたと申しわけない気持ちで聞いたんですけれども、そこで、今地震が起きたら本気で動けますかと聞かれたときに、何も答えられなかったっていうのがありまして、さすがにちょっと考えなきゃいけないのかなっていうので、今回質問させていただいたんですが、本当に何でしょう、和気あいあいとした訓練なんですよ、自治会では。まあうちだけかもしれませんが、それで出てこられる方も、去年おられたのにことしはおられんなどかっていう、結局、毎年同じ日っていうか、同じ曜日にしてるので、気持ちがあればあけておかれるんですね、スケジュールを。なのに、違うところを入れてしまったとかっていうのは、やっぱり来なくていいかなっていう、訓練にね、そういう気持ちが出てくるのかなっていうのがちょっとやっぱりいけないなというのがあるんですけれども、ただ先ほどボランティア関係で行かせてもらったところで、口をそろえて言われたのが、先ほど私は村長はそちらのあれで台帳の話をしてくださったんですけども、支援者カードっていうの、この台帳の中身はなかなか自治会に回ってこないっていう、広く入らないっていうので、この支援者カードっていうのをつくっていただいて、うちも何年前でした、一生懸命つくって書いてもらってもらったんですが、これ、本気でやるつもりなら毎年書きかえなきゃいけないわけですし、それこそ大学に行って出てしまった子供たちがいるとか、亡くなった方とか、生まれた子供とかがあるので、書きかえなきゃいけないけれども、何もしていないという状態なんですよ。そこで、本当に災害に遭われた方が言われたのが、何人かあったんですが、皆さんがこの支援者カードっていうのは実際には絶対に役に立たないっていうことを言われたんです。全くそうなんですよ。誰が、どこにあるのかわからない状態、地震とかではなってしまうので、結局は日ごろからの近所づき合いと、ふだんからのコミュニケーションを取り合うのが一番だっていうことを、皆さんが口をそろえて言われました。

先ほど、避難するまでが訓練とおっしゃいましたが、災害時に逃げることはもう家族間で話し合ってもらって、班とかじゃなくて、すごく小さな、隣三軒何とか両隣ってというのが昔ありましたが、あれくらいのじゃないと絶対に無理だと。そこの自分の周り何軒かがどういう状態なのか、どういう家族構成なのかぐらいは知れるようなコミュニケーションをとっておくのが一番だとおっしゃってました。いざというときに集合場所なんかは家族で話し合っておく、自分の命を守ることも子供に教えて、自分がとにかく生き延びることを。で、そこからが本当の避難訓練じゃないかっておっしゃってました。というのが、避難した後で公民館に集まるとします、その日から生活をしていかないといけないという現実があるので、じゃあそこをやったことがありますかって言われたら、ないんですよ。じゃあ、子供会で昔公民館に避難訓練だって泊ませたことがありましたけど、1日、2日、寝られない子もやっぱりあったので、そういうのを思い出しましたが、その日から、結局きのうまでの生活が一変しますので、できてきたことができなくて、あったものがないって生活を、これが普通だったことがすごく難しいことになるって現実をすごく語られたので、もう私は何も言い返すことができなかつたっていうのがあるんですけども、その辺はどうでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 議員御指摘のとおり、まず家族がどういう避難されるかというのが一番大事になってくると思うんですけど、近所づき合いということで、一番大事なところだと思うんですけども、本来はそれをするために避難者カードっていうことでこの支援者カードをつくるんですけど、その生かし方がまだまだということで、本村も実際に被害、地震が昨年もありましたし、12年にもあっておりますけども、なかなか避難所設営というような避難のところまでいけない部分もあって、皆さんが本当に被害を受けたときの状況というのがわかりにくいところがあって、それを訓練という形ではしてるんですけど、やっぱり実際に受けてないとなかなかその辺のやり方もわからない部分があって、そのためにも訓練を繰り返しておりますので、きのうも答弁の中に、今、西部での避難所訓練もしております、そういうところにつなげて、何とか家族で避難ができるような、そういう末端のところまでいけるような訓練になっていけばいいかなというぐあいに思いますので、日々反省しながらよりよい訓練にしていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 先ほどの避難所の分ですけども、村とか町とか集まって、テレビで見たんですけども、段ボールでベッドをつくられたりとかああいうのを、きのうのお話だ

ったと思うんですが、いつか日吉津にも回ってくるっていうのがあったんですけども、あれは
どういう、何ていうんでしょう、会なのかちょっと教えていただけますか、先ほどの分です。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 西部で、避難所運営マニュアル、それから避難計画というのをつく
っております、それに基づいて昨年から各町村を回って、そういう避難所運営をしていこうと
いうことで、昨年、日南町で行いまして、職員が参加をして行っております。ことしは、11月
19日に、午前中は原子力防災の訓練があって職員が何名か参加しましたし、午後からは南部町
でその避難所運営訓練ということで6名程度参加しまして、避難所の運営ということで段ボール
ベッドをつくって、間仕切りをつくって、実際に町民の方に避難をしていただいて、そういう訓
練をしたということでありまして、これを持ち回りで各西部を回っていくということで、いずれ
日吉津村にも来る予定になっておりますので、どこかの自治会なりそういう方を避難していただ
いて、きのうもありました女性の視点のことも入れながらやっていきたいというぐあいに思っ
ております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。その順番が回ってくるまでに災害がないといいな
と思います。ぜひ皆さんが参加していただけるような取り組みにしていきたいと思えます。

それと、先ほどの台帳のことですけれども、先ほど言っていたので、233人から41
2にふえたという、これの登録者っていうのは自分から言ってする分だったと思うんですけども、
これの、結局言うと高齢者さんとか障がい者さん、これの何ていうんでしょう、どういう方が登
録できるのかっていうのをちょっとお願いします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

今、対象者として上げてますのは、65歳以上の高齢者のみ世帯ですので、独居の方も入ります。
それから、身体障害者手帳の1、2級保持者の方、それから療育手帳のA保持者の方、精神
障害者福祉手帳の1級の保持者の方、この方々が一応対象ということになります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） いわゆる高齢者さんと障がい者さんという感じでいいでしょうか。
これも、先日行ったところで聞いてきた話なんです、この台帳なんです、いざっていったと
きには助けてねっていう分だと思えるんですけども、これを若いお母さんが言ってこられたと。
自分は高齢者でもないし、障がい者さんでもないけれど、子供を抱えてると。自分は妊婦かもし

れないと。そういうときのお願いをする対象にはならないんですかと、聞いてこられたという話があったんですが、この点はどう思われますか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 先ほど申し上げましたのは一応規定の中での登録者ですので、やはりそういった方については個別に対応していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） よかったです。ただ、これはやっぱり、地域でやらなきゃいけない仕事じゃないかなって思います。それを台帳に載せていただいて、それを地域に落としてくださるとは思うんですけども、それで何となくもう高齢者さん、障がい者さんというイメージがあるので、これが、何、そげえ若い者が言っちゃうだなんていう話が自治会あたりに回るとちょっとやりにくいので、やっぱりこういう声があるっていうことは皆さんにお知らせしていきたいとは思っています。よかったです。

それとですね、先ほどの、一番思ったのが、私これを聞こうと一番最初に思ったのは、さっきの津波が来たときに温泉線でとまるかっていう、まあ一人の村民さんに聞かれた、本気で真剣に聞かれたので、これに答えられなかったというのがあるんですよ。何でかっていうと、先ほど数字をざっと読まれました。ハザードマップも全部聞いて知っていますが、本当に来る、とまるのか来ないのかって言われたら、私は津波を経験したことがないので答えようがないんですよ。結局、その人はとまるって誰かに聞いた、何人かに聞いたって言われたんですよ。という、そういうわさが流れているんじゃないかっていうのもあるんです。皆さん、一生懸命津波の東北のあったころには、一生懸命メートルとか、自分の、3.99でしたっけ、あれが自分に対してどれくらいの高さとかっていうイメージを持っておられたんですが、だんだん薄れてきたらいけないんですけども、イメージがとれなくなってしまうのかなというのがあるって、結局、この方が心配されたのは、温泉線まで津波が来るんなら、あそこに建っている老人さんの施設がありますよね、自分はもしかしたらあそこに助けに行かないけんかもしれんと思っとられて。あそこに津波が来たなら、どげやって助けに行くだって聞かれたもので、それはちょっと困るなと思ったんですけども、そういうすごく真剣に考えてくださって言っとられることなんですよ。これで一番あったのは、とまるのか、来るのか来ないのかと言われたことに、やっぱり経験してないので答えられないというのがあるんですよ。いや、役場に行って聞いてくださいとも言えませんし、なかなかだったので、これは確実に、聞いてみますからって言ったので、聞いてるんですけど

も、先ほどのにやっぱりこの想定外というのを東日本のときにももう嫌っていうほど聞いてますので、やっぱりこの数字だけで言われてしまうといけないと思うんですけど、万が一がありますってことを言ってしまうと、皆さん今度びくびくして一生生きていくのかっていうのもいけないと思うので、やっぱり、もう日ごろからのつき合いとかコミュニケーションを各自治会でとっていただきたいなというのが一番に思いました。これはこれで終わります。

次、ヴィレステなんですけれども、その前に除雪について言わせていただきます。これ、きのう聞きましたので、本当にそのとおりで、住民さんというか村民さんも自分の家の前は自分でせないけんと思っておられるんです。除雪車を待っとるのも、これ米子市で考えたら、雪かきお願いしますって役場に来るなんてことあり得ませんので、もう本当に米子市さんから見たら、日吉津村さんはいいですねって、これを言ってしまった私が言うのも変なんですけれども、あるんですが、結局、一番困ったのが、きのうも出ましたわだちです、家の前のわだち。いわゆる除雪車は大きいんですよ。除雪車のわだちが家の前にきっちりできてしまって、凍ってしまったと。自分は一生懸命雪かきをしようと思うけど、かたくてできない。軽自動車で出ようと思ったら、わだちに入れんと。こうなるのかな、私、運転はしないのでわからないんですが、あれが一番困ったと。で、ここをかいてくれとは、雪かきをしてくれとは言わないから、せめて除雪車が通るときに、1回こう行ったら、今度はちょっとこっちにずれて車を通らせてくれんかっていう、何かそういうイメージを持っておられるんですが、こういうのはどうなんでしょう。誰に聞けばいい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松本議員の御質問にお答えします。

昨年の雪につきましては、初動が若干、対応がおくれぎみだったのかなというようなこの反省もあるわけなんですけれども、日吉津のほうに来ていただきます機械が、トラックに排土板をつけたような形の除雪車だったわけで、結果的に降り続いて、それがまた凍ってという形になって、なかなかトラックの除雪車では対応がとれなかったというようなところで、最終的にはホイールローダー、前にバケットのついたような形の除雪車で固まった残雪を排除したというような経緯があるわけなんですけれども、なかなかその日吉津ばかりが雪で往生してるっていうわけじゃないので、いろいろなところ、近隣の市町村なりに出向いて、業者のほうの持っておられる除雪の機械についても数が限定されておりますし、オペレーター等の問題もあるという中でなかなかそういったような対応をとることが難しかったというところでもありますけれども、そういったような反省を踏まえまして、今年度以降、できる限り業者の方とそういったような対応を調整

させていただきながら、住民の皆様方に迷惑がかからないような形の除雪を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） きのう、よく聞いたんですけれども、ほかの議員のところ、結局もうみんなわかってるんです、それは。なので、せめて何かちょっと変わった、本当こう通って、帰るときはこっち通ってくれるとか、もう妥協策ですね、村民さんから言われたら。とにかく会社に行かなきゃいけないというのがあるので、そういう声があったということで、なるべく本当にどうにかしていただきたいという声、どうにかしたいとは思っておられると思うんですけども、それくらい困られたっていうのがありましたので、よろしく願いいたします。

最後は、ヴィレステのことなんですけれども、時間がなくなったな、これは教育長なのでここに……。ヴィレステのホールなりを借りたいというときに、これの申し込みの仕方っていうの教えていただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 通常、電話なり、それから窓口へ行くなり、予約をされて、申し込みをして、利用料について支払いをしていただくという流れになるというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 電話なり、ですよ。ちょっときょう何を聞こうかと思ったんですけども、先日いただきました平成29年度定例監査の結果についてというので、思い切りヴィレステのことが書いていただいてあったので、ちらっと見たら私の聞きたいことが載っていたので、ちょっと読ませていただいてもいいでしょうか。

ヴィレステひえづの運営状況について加藤施設長から説明を受けた。利用は年々増加しており、特に図書館についてはさまざまな工夫を凝らしながら事業を進めており、登録者もふえてきている。研修室等の利用もふえてきてはいるが、中にはマルチ商法まがいの商売の利用も見受けられるようである。そのような団体であるとわかれば利用を断っているが、ここなんです、利用を断っているがというのがあるんですよ。先ほど申し込みをしていただきましたこの断るときは、いつ断るんでしょう。これこれこうだからだめですよっていう、その断り方ですか。そういうのがきちっと決まっているかっていうのが聞きたいんですが。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一応は、施設長のほうから、そういう何か怪しいというか、そういうときには私のほうにも連絡が来て、一応、申請で来られたんですけど、どうかと。結局、申請ま

ではなかなか、予約まではわからないので、申請に来られたときにいろいろ書いてもらうときに、団体とかその内容とかというときに、そういうのがあったときにどうしたらいいかというような相談を受けることがあります。その時点で判断をして断っていただくように、ですから、多分申請段階ということで、ただ、そういうマニュアルをつくっておりませんので、先ほども村長の答弁にあったように今いろいろな事例を調べて、それをまとめながらマニュアル化しないといけないんじゃないかということで検討してるということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 議会のほうでも行財政ということで、ヴィレステに何回も行かせてもらって、施設長のお話も聞いています。この件もちょこちょこ聞いてるんですが、結局、あそこで週に何回か学習塾をさせてくれないかとか、結局、収入を得られるところがある、そういうのを全く受け付けないということですが、これ、会合とかがあるときに確実に、何ていうんでしょう、無料の会っていうんですかね。だから、一人一回500円払って決めてもらいますなんていうのは断っておられるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほど議員が御指摘のとおり、お金を取ってというようなところでは断っております。ただ、最初にそういうこと言わずにされてってということも、以前あったようには聞いております。ですから、最初のときに、申請段階でできるだけ判断をして断るような形にしております。ただ、マニュアルがないということですので、その辺は検討してるということです。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。では、基本無料というか、お金を、もうけがない、何ていうんでしょう、そういうことですね。はい、わかりました。なので、本当に施設長がすごい大変だと思うんですね、来られてて、顔を見た段階で、調べてみますって言って、やっぱりいけませんわってというのが、すごい大変だと思うので、確実にこういうもんはだめっていうのを、があが、があがっていったら変ですけども、決めてあげると施設長も助かると思うので、別に施設長に言われてきたわけではないんですけれども、ちょっと気の毒だなと思う面もあるので、その辺はお願いしたいと思います。

免除のほうはきちっとされてると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、あとここに、その次になっているのが、コミュニティセンター、図書館、健康相談健診センターの3機能が連携し、ということがあります。ここで、保健師が常駐しており、地道な

事業展開をしているが、PR不足の感もうかがえるというのがあります。利用者の確保、拡大に期待するってあったんですが、これは先ほどの村長だったかな、話では割かしうまくいってるといってことだったので、これが11月ぐらいだったので、そこからよくなったのかなとは思いませんけど、まあいいのかなというお話があったのでそういう感覚で聞きます。

生涯学習についても楽しく集える癒やしと学びの場ということで、基本コンセプトでされた施設ですので、こちらの生涯学習ということについて聞きたいんですけども、時間がないので、またいずれ聞かせていただきたいと思います。

教育長がお話ししてくださいました、これ、私もニュースか新聞だったと思うんですが、見に行ったときに、すぐ図書館に聞きに行ったんですね、職員さんおられましたので。そしたら、今のところは自分が調べた段階ではありませんという回答がありました。この新品を買ってもらおうというのが、村民さんにお話を聞いたんですよ、自分は何かのときに本をぬらしてしまっただ。どうしていいかわからないので、自分は新品を買って、自分から持っていきましたと。すごいいい人だなと思ったので、このお話をまた図書館に行って、お話を聞かせていただいたら、そういう方がありましたということだったので、ただ、これが5件もあったというのがちょっとびっくりしたんですけども、割と借りてきた本をこたつに入って、それこそお菓子を食べながら読まれるっていう方は、私も何人か聞いたことがあるので、それ借りた本でやるかなと思うんですけども、本当におられる。あけてみたら、ピーナッツが入っていたとか、そんなん確実に……
(笑声) いや、あるんです。あるので、そういうとこをやっぱり、これ新品を買ってもらうときに、誰が利用者さんに伝えるんでしょうか、お願いします。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

先ほども議員のほうからありましたように、自分からこういったことになっちゃったのでおっしゃってくる方がほとんどですが、教育長の答弁にもありましたように、返ってきたときには、必ず職員が本の状態を確認します。そのときに、あらっというときがあれば、直前に借りられた方、こういう状態で返ってきたんですけども、どうだったでしょうかということの確認をして、あっ、自分だったっていうときには、当然、そういった話を進めていきますし、自分ではないというところが出てきたときには、それは本を借りるまでには1回外に、本棚に出ていますから、自分が借りるまでの間に1回本棚にあったときに、自分ではないということをしちんと言われてしまうとわからなくなってしまうので、そういったときにはまた考えないといけない。ほとんどが自分から言われますけども、返されたときの状態で確認をするというのは当然、図書館の

職員が行います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） これもまた、何でしょう、囑託さん、非常勤さんなのかな、図書館の職員さんっていうのは。その方が、割かしいつも来てくださってる方なんかにはすごく言いにくいだろうなと思うので、その辺の方が一、怖そうなんだないですけど、もし言ったら怒られそうかなという方のときには対処してあげてほしいなってちょっと思います。それお願いしときたいと思います。

私もよくヴィレステにちょこちょこ行って、大体講演会とか確実に参加するようにしているんですけども、ヴィレステ楽座も最初から参加しとりますが、何となくやっぱりちょっとずつ人数が減ってきているのかなというの、私ではなく人から聞いたことがあるので、もうちょっと……。頑張っておられるんですけども、なかなか皆さんが出にくいというか、本当に講演会とかああいう行事がその月にはすごくあるっていう月とかがあるので、その辺の配慮もやっぱり必要じゃないかなと思います。毎週毎週、きょうも来たけど、あしたも来ないけんというようなときが確実にありますので、その辺のこともちょっと考えていただいたほうがいいのかと思います。

本当に、講演会のときには図書も並んでたりして、きちんと対応されているのでいいなと思ったので、その辺のことは引き続き頑張っていたきたいと思います。

あとはやっぱり、ホールとか研修室を借りるときのマニュアルっていうものをなるべく職員さんに負担のないようなやり方ができるような方法でお願いしたいと思って、これで終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、松本議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。

私は、きょう、3点の質問をいたします。

まず、いよいよ迫ってきました国民健康保険の県一本化の今の状況についてお尋ねします。来年度からの国保一本化については、今どこまで決まっているのか、何が決まっていないのか、なぜ決まらないのかを明確にいただき、被保険者に新たな負担が生じない方策を求めて質問いたします。

10月2日付の週刊誌ですけれども、週刊国保実務というのがありますけれども、30年度に関しては被保険者一人一人が受け入れられる保険料負担という観点から、法定外の繰り入れのほか、

財政調整基金の取り崩しや保険料の算定方式、応能応益割、賦課限度額、個別の減免などについて、財政責任の一端を担う市町村の立場で激変を生じさせない配慮を求めるとあります。この記事では、激変緩和措置だけでは払える保険料にならない可能性があるのも、賦課決定権のある市町村に配慮してほしいと求めていると理解をしてよいのでしょうか。その点についてお尋ねして、被保険者に新たな負担が生じない方策についての質問の内容にいたします。

続いては、学校給食の無償化を求めて質問いたします。文部科学省は公立中学校の給食費の無償化に関する全国調査に乗り出しました。子供の貧困などを背景に、学校給食の役割に注目し独自に給食費を無料にする自治体がふえているという背景があり、成果や課題をつかみ、国としての支援策の検討などに生かすとしています。全員が平等にその恩恵を受けることができる、子育て世帯の経済的負担を軽減することで子供の貧困対策になる、また村外への転出を抑制し、転入を促すことが期待される。以上の提言をし、学校給食の無償化を求め質問いたします。教育長の答弁、よろしくお願いいたします。

3点目は、個人番号の記載は強制ではありませんという立場で質問いたします。個人番号カードは持ち歩くことへの不安が強く、使い道も身分証明くらいしかないため、交付は全国的に人口比9%程度にとどまっているとのこと。政府の手間が省ける、便利になるというキャンペーンは効果を発揮しているとは言えません。自治体がことし5月に企業に発送する個人住民税額の通知書に、国はマイナンバーを記載するよう規定しています。情報漏れを懸念し、郵送を取りやめた自治体がある一方で、従来どおり普通郵便で発送するケースもあります。番号がなくても住民税の給与天引きには影響はないと、名古屋や東京都中野区などでは記載しないと表明した自治体もあります。この通知書が少なくとも96の自治体、595人分も誤送付され、一部でマイナンバーが漏れいたことが新聞報道されていました。漏れい件数を前年から大きく押し上げた要因の一つとして言われています。郵送すれば、それに伴って誤配達起きるのは当然です。かねてより、身近な事業所の方から事業所にとって個人番号は不必要だし負担である、また最近住民の方からマイナンバー記載欄を掲載した書類がふえて不安だとの声もありました。マイナンバーの記載は強制ではありません。そのことも情報提供すべきと考えます。役場の受付窓口での対応はどのようにされているのか伺います。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、国民健康保険の都道府県一本化の今の現状はという質問であります。大きな柱は、被

保険者に新たな負担が生じない方策を求めるということでございまして、非常にハードルの高い質問をいただいたというふうに思っています。

まず、現状ということではありますが、村民の被保険者の皆さんの手続等で変更になることは現時点ではありません。特にないということでもあります。保険の加入、喪失の手続、給付の申請手続等、現行と同様、市町村の窓口で行っていただきます。

それから、各自治体で大きく変更となる部分ではありますが、月々の国民健康保険団体連合会を通した医療費の支払いが市町村はしなくなるということでもあります。県がそれにかわってやるということでもあります。市町村はその必要経費に対して、県に納付金という形で支払いますけれども、この納付金を各自治体で負担するための保険料率の決定の基礎となる市町村標準保険料率が県から示されるということになっておりますけれども、現時点では国からの確定係数がまだ県に示されていないために、市町村に標準保険料率は提示をされておられません。国保新聞によりますと、12月の中ごろになるのではないのかということだと思います。現行の試算では平成27年度の実績データが使用されるということではありますが、これを28年度の実績に変えて算定されます。この平成28年度実績について、各自治体からの数値がそろっていないことが大きな要因となっておりますので、待って、次の作業に進めたいという市町村の立場では標準保険料率がまだ示されないのはいかんと判断のしようがないというところでもあります。

何が決まっていないのかということでも申し上げますと、保険証の更新時期については平成32年度統一を目指して検討するほか、給付事業におきましても葬祭費の給付費の統一や申請様式等の統一、さらには保険税の減免取り扱い基準の統一など、30年度以降も引き続き検討を行っていく必要のあるものがあります。こうしたところは、現行の市町村のやり方を統一するにはまだ時間がかかるということで、継続をして検討をしていくということでもあります。

また、激変緩和措置だけでは払える保険料にならない可能性があるということで、それはこの12月議会の開会以来、そこの懸念をお伝えをしておるところでもあります。激変緩和措置だけでは保険料にならない可能性がありますので、各市町村での配慮を求めているのかという質問でありますけれども、基本的には一定割合以上の変化が見込まれる自治体に対して、交付金による激変緩和措置を図るなど、公費の増額によって大きな変化がないよう措置が講じられるということでもありますので、この公費の投入ということは3,400億という国に要望を国保の団体や市町村がやっておるということでもあります。この公費の投入によって、保険料が大きく変動しないことを期待をしておるものであります。

今回はそれこそ大きな制度改正でありますので、各自治体の医療費や被保険者の所得の傾向な

どから算定されます標準保険料率がどのようになるかはまだ、先ほど申し上げましたようにいまだ未定だということですので、新年度の予算を組む市町村は納付金をどういう形でお払いをしながら、どうやってその保険料率を定めていくのかということでは事務的にはもう間に合わないところに来ておりますので、えいやの世界、どこかの時点で見切り発車みたいな形で予算をしなければならないのかなという気がしないでもないので心配をしております。県でも繰入金等による激変緩和措置を講じる予定ということですが、これは国のほうから直接指示が行き来しているということで新聞報道で見えております。そういう意味では、各市町村においても対策をとっておく必要があると考えております。

本村においては、被保険者の急激な負担増を避けるため、このたびその対策として基金を積み立てる補正予算を上程をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに思いますが、ちらちら聞こえてきます情報では、今、1人当たりの我が村の保険料が11万何ぼやったかい、12万まで安くなる、12万までだな……（発言する者あり）12万までですけども、国のほうが試算をしていらっしゃるのはどうも13万ぐらいの試算をしていらっしゃるって、まああんまり上がらんという言い方がありますが、それは従来の一般会計からの繰入金が算定の中に組み込んであるのではないかという気がしております。それは国保新聞によりますと、その基本的には都道府県化して、市町村の一般会計からの繰り入れはやめるという前提はありますけれども、このたびの30年度の制度の新たなスタートにおいてはその一般会計の繰り入れも排除しないというような言い方があったと思いますので、そんな感じで試算がされつつあるのかなというところで、まあ皆目わからん、そんな予想をしておるところであります。で、補正予算をお願いをするものであります。

今後は、保険制度の根本的な課題となっております健康寿命を延ばす事業に、住民の皆さんと一緒に取り組みながら、医療費の適正化を図って、健康な心と体づくりをする保険事業を目指してまいりたいということで、都道府県の役割が保険の財政運営上の県の役割になりそうでありまして、言ってみればこの被保険者が健康で過ごされるための取り組みというのは市町村にお任せというようなことのようにありますので、そこはしっかりとやり続けていく必要があるかなというふうに思ってますし、被保険者の一番近い立場は市町村ですので、県にそれを求めてもなかなか難しさがあるのかなということで、その保険事業についてはしっかりと、都道府県化された際にも、市町村として取り組んでいく必要があるというふうに思ってます。

以上が、国保の一本化の今の現状というところでもありますので、新たな負担が生じないようにということではなかなか難しさもありますけれども、今の我が村のこれまでの保険給付の実態、

保険料の実態、さらには保険料で賄い切れませんので一般会計から繰り入れをして保険の財政を運営しておるという観点からすると、新たな負担がないようにということでは非常に難しさはあろうかと思えますけれども、そのようなことでありますので、この補正予算で30年度以降の県に対する納付金の支払いに大きく変動がしないように、これまでの保険料と大きく変動がしないような取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校給食費の無償化を求めるということでありますけれども、これについては教育長のほうに答弁をとということでお求めでありますので、教育長がお答ををします。

ということで、3番目の個人番号の記載は強制しないようにということでの質問であります、役場の受付窓口ではどんな対応をされておるのかということであります、昨年1月から個人番号カードの交付事務が始まって、制度が開始されたということでもありますけれども、政府が期待をされておるほど進みはないということでもあります。税社会保障関係の各種の申請書類には、個人番号の記載欄がある申請書の様式が多くなっておるということでもあります。

まず、主なものとして、住民課の税関係では本年2月の28年分の確定申告書には個人番号記載欄がございます。申告に来られた住民のうち8割程度の方は個人番号の確認できる書類を持参をされておるということで、スムーズに申告が終わられたということでもあります。残りの方については税務署へ問い合わせをして個別に対応することで、せっきく来庁された住民に対して申告を断ることも、御負担をかけることもなく、申告事務を進めたということでもあります。ですから、税務署に一つ問い合わせをするという手間がかかったということでもあります。

福祉保健課のほうでは、児童手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などの認定請求や身体障害者手帳の交付申請、介護保険の各種届け出、保育施設の利用申し込み等の際に、申請書に個人番号を記載をしてもらっておるというものであります、その申請書の原本はキャビネットに鍵をかけて保管をしております、鍵は課長が管理をするという、個人情報の漏えいのガードを敷いておるということであります。業務で使用する際は、原本の個人番号の部分をして隠してコピーをしたものを使用するということでもあります。必要がなくなった、いわゆる業務の済んだ書類についてはシュレッダーを利用し、裁断し廃棄をしておるというものであります。そのような個人データの管理をさせていただいておるということであります。今後とも関係する機関と連携して、住民の負担を最小限にできるようきめ細かな対応に努めたいと、いわゆる利便性の向上に努めていくというものであります。

そこで、マイナンバー記載は強制ではないということも情報提供されたいという質問の意図で

ありますけれども、国の法律で番号法の目的として公平公正な課税や事務の効率化につながることを期待をされたものであります。強制ということではなく、記入していただく義務があるということは我々の立場では伝えていかなければなりませんので、しっかりと住民の皆さんに理解をしてもらいたいというふうに思います。窓口で本人が意図的に記載されない場合は、個人番号欄は空欄のまま提出をしてもらっておるということでもあります。そこで、その個人番号欄が空欄であることを理由に申請窓口で受け付けをしないなどの対応をすることもなく、不信感や不安を持たれないような説明をしていくということ而努力しておりますので、御理解をいただきますようお願いをしまして、江田議員の一般質問に対する私からの答弁とさせていただきます、学校給食費の無償化については教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 江田議員の一般質問にお答えいたします。

2点目の学校給食の無償化を求めるという御質問でございました。議員御指摘のとおり、本年9月に文部科学省が学校給食費無償化等調査を行ったところでございます。本村にも県を通じて調査の依頼がございました。文部科学省では一部自治体で独自の取り組みを行っていることを承知しつつ、そういう各自治体の取り組み状況、実態を把握するために調査するので回答を依頼するという依頼内容でございました。

質問の内容は、完全給食を行っているか否か、2つ目に無償化もしくは一部無償化を行っているかどうかという質問で、無償化を行っている自治体のみ、その後自治体規模、無償化開始時期、目的、経緯、効果、課題等の詳細な設問に進むというものでございました。集計結果についてはまだ通知をされておられません。このことに関しまして、直近の統計や報道によりますと、昨年段階、1,718市町村のうち、約4.6%に当たります80程度の自治体で無償化を、あるいは一部無償化を実施しているということでありまして、全国的に申しますと、例外的な情勢であるというふうに認識をしておるところでございます。

そこで、給食費に関しましては必要な経済的支援をきちんと行った上で、現行どおり食材等の費用の保護者負担をお願いしてまいりたいと考えておるところでございますが、今後とも国の政策の方向性や全国的な情勢の推移を注視していかなければならないなどはまた考えてもおりまして、今後の状況を見定めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、江田議員の一般質問答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） まず、じゃあ、国保の県一本化について再質問させていただきます。非常に新たな負担を生じない、発生させないようにというのは、高いハードルだというふうな御答弁をいただきました。このままでいくと見切り発車かなという印象を私も受けておりますし、ああ、介護保険も見切り発車だったな、走りながら考えるということを再々、広域連合で御答弁いただいたなということを今思い出しました。

私が今ちょっと再質問をしたいと思いましたが、先ほど、今後またこれからいろいろと、例えば減免制度のこととか、これから決定していくという部分についてなんですけれども、その部分については、私もこの間、運協のときにいただいたこれを見せていただきまして、今後、例えば具体的に言いますと、これを全体を通して見ますのに、この中で市町村の自治に関するところで、県が判断するよりも市町村が判断したほうがいいよということが何点かあるなというふうに思いました。それについては市町村が担う事務の効率化の推進というところにあります、42ページから43ページにかけてなんですけれども、これが先ほど村長に御答弁いただいた、これから30年に新たに、これから決めますと、決まり事だというふうに今御答弁いただきました。

それで、まず、市町村が担う事務の効率化の推進というところなんですけれども、例えば43ページにありますけれども、保険給付の支払い事務の記述のところにありますけれども、今後、30年になってから検討するというのに、保険料の減免についてと、それから一部負担金の減免、保険給付の差しどめ、短期保険証資格確定限度額適用認定の取り扱い事務の統一ということを今後検討するということです。私これについて思うんですけれども、これは私、県が県一本でやるということになりますと、本当に市町村が被保険者の生活実態を見ながら決定したほうがいいのではないかなということを思います。

それについてですけれども、これが例えば、激変緩和を6年かけて、あとは統一しますよという答弁もいただきましたけど、今々は激変緩和措置が国もたくさん予算措置してくれるし、一般会計からもこのように配慮してもらったしっていうので、今は大丈夫だって思うんですけれども、これが6年後のことを考えたときに、どうなってしまうのかなということを考えたときに、この市町村が担う事務のところを全て県に任せてしまって、決定事項を任せていいのかなっていうふうに思います。例えば短期保険証の発行とか、資格証の発行ということを県が基準を決めてしまうというようなことになってしまうのも、本当に今後、国保の被保険者の生活の実態が改善されるというような見込みのない中で、今これを県が主導して決めてしまうっていうのはいかがなものかなというふうに考えて心配しておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

やはりこの制度の改正で大きなところは、保険者が県一本になるというところでありますので、逆に、それぞれの市町村でやることがばらばらであれば、その中に不公平感というものが生まれてくるのではないかというふうに思います。ですから、30年度に関しては今、例えば言われた短期証、これもどういった基準で何カ月のもを出すかというのは、各市町村それぞれやっております。それを一気にやはりまとめることができないというのが、今の現状です。ですので、それを、やはり保険者が一つになれば、いずれは大きなところでいえば保険料率も統一していく、そして、さまざまなそういった短期証の基準、それから限度額認定証の基準、そういったものを意思統一していくというのが最終的な目標になってくるのではないかなと思います。

それで、それを決定するのも県がぼおんとこれにしましょうということではなくて、構成市町村がこれから協議をした中で、どこが一番いいのかというようなことを話し合って決めるようになっておりますので、それがどうなのかというところでは疑問も残るところですけども、県が主導でやっていくということではありませんので、その辺は御了解をいただきたい。各市町村の実情も話し合いながら決めていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ぜひとも、その姿勢で頑張ってくださいと思います。国も今、何ていいますか、かなり適正化を強力に進めてくるのかなって印象を受けております。現実的にこのガイドラインにもありますけれども、済みません、この一般会計の繰り入れの許可、可否、これも皆さんが今後決められることなんでしょうか。もう6年間だよってということなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 国のほうは、繰り入れというものを原則繰り入れない方向で話しております。そして、県もやはりそれについては激変緩和の期間が6年ということで、これは35年までの定めがありますので、その激変緩和が終わる期間までには繰り入れを解消しようという計画を立てております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そこで、今ガイドラインでは決算補填以外のものについては必ずしも解消、削減すべきとまでは言えないものであるというようなふうに言っておられますし、先ほどの最初に質問いたしましたけれども、あれについても国の激変緩和の財源だけでは保険料が

上昇する市町村があるので、それは市町村に少し頑張ってくださいってということだったと思うんですけども、3,400億ずつ毎年財源はつくんですけど、これが6年間で、6年以後はどうなってしまうかっていうことを考えたときに、今スタートラインに立っているときでも3,400億では足りないので、市町村に保険者としてそこを補填してくださいってことを今言ってるわけですよ。それを考えたとき、6年先のことがすごく私は心配です。といいますのが、ちょうど後期高齢者の医療保険制度がそうなりまして、今まで激変緩和措置が、またさらに特別な激変緩和措置がなされてきたんですけども、平成29年度からその激変緩和措置が少しずつ崩されてきておりますので、こういうことに結局はなってくると思うんですけども、それで、その6年後、景気がよくなって、6年後には皆さんの財政状況って言います、生活の、それが明るい見通しがあればいいですけども、そうでない中で6年後にはもう激変緩和措置はなくなっていくということをどういうふうに捉えたらいいのかなというふうに思うんですけど、村長のちょっと所見をお伺いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 6年先どうなるのかという見方は非常に難しさがあると思います。6年間で、どんなふうにこの国保の制度が改善をされていくのかということの努力のほう为先であるというふうに僕は思ってます。

知事会あたりも、法定外繰り入れの削減の方向というのは変わってないということですから、それを根底にしながら法定外繰り入れの3,400億の公費の投入がありますので、繰り入れの実施も可能として想定をして標準保険料率を示すことができるという厚労省の整理が出てきておるということでもありますので、市町村の現段階での一定の法定外の繰り入れを容認しておるといって厚生労働省の方向があります。でも、それは厚生労働省もいわゆる国も求めないでしょうし、我々も望むべきものでもない、望んでもいけませんので、6年間かけてそこを改善をしていく方法が、今の段階では考えられることでありまして、6年先どうなのかという懸念は今の段階では非常にしづらいということでもあります。ですから、毎年3,400億の公費投入を要求してはすけども、じゃあ、6年先もという、6年過ぎた後もというわけにはいきませんので、現時点での改善、いわゆる改革の方向に従って、被保険者としての県や、そして我々は、その団体としての医療費の適切な運営、国保の保険基盤になるように努めていかなければならないというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6年先のことなんですけれども、やはり6年先のことを今やって

おかないと、また6年先、見切り発車でいろんなことが始まっていくということになってはならないなということを思っております。

それで、もう一つ気になってますけど、収納対策についてです。今後、納付金をきちっと納めていかないといけないということになりますと、この中にもいろいろありましたけれども、収納対策の記述で、いずれか高い率を毎年度の収納率目標とするとあたり、それから、1,700億の半分の調整交付金の中で、そのまた半分の800億円ぐらいを新たに新設される保険者努力支援というところに配分しますということなんです。ここを見ると、医療費適正化や保険料の収納等に努力した市町村に配分されるというふうにあります。そこで、私が心配しますのは、この徴収についてかなり何ていいますか、職員が振り回されるといいますか、苦勞するといいますか、厳しくなるといいますか、このあたりについて、本当に払いたくても払えないって人がよく言われるのが、医療費と保険料両方払ったらもう生活費が残らんってことを言われる方がありますが、まさしくそのとおりだと思いますので、この収納対策についてどのように今、お考えになってますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 我々が自治体として村民の皆さんにあらゆる負荷をお願いをして収納をさせていただくということについては、国保だけに限らず税もありますし、そのほかの使用料もあるということですので、国保だけを目標に、現場の市町村の実態としては国保だけを目標にやるというのは非常にやりづらいという、実態として合わないというふうに思っています。それは、税の徴収や使用料の徴収については、さまざまな事情で納付がおくれておる方のことで対応するには、徴収ネットということで職員でチームを組んで徴収に回りますので、その際には決して国保だけではないと。介護があったり、国保があったり、税があったりということで、使用料もそこには、例えば下水道の使用料などもあるということですので、ここだけを目標にして徴収をするということではなしに、村民のさまざまな負担にお応えをさせていただくというような回り方になると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 確かに、ますます本当に厳しくなってくると思います。まして、こうしたちっちゃな自治体ですと、住民の皆さんと本当に身近なところでお仕事されてるわけですから大変なことだと思いますけれども、本当最近、もう具体的にお金がないって言われる人が最近ありました。まさかあの人かと思ってたんですけども、香典さえ準備できんようになったってようなことを聞いてびっくりしました。たら、立て続けなんですけれども、人間ド

ックを受けたらがん検診にひっかかって、さあ、もう、精密検査に行くんだけど、深刻なことであつたら医療費どうしようかということを経日考えとるという人がありました。これも最近の話。あともう一人の方は、年金をもらえるようになったんだけど、こんなに年金が少なくてどうするだと、社会保険事務所にも行かれたりしたんですけれども、やっぱり年金の額はふえることもなかったという、本当に生活が苦しいっていうことをよく聞くようになりました。

やっぱり何ていいますかね、私、病気になったとき、病気と貧困ってというのはセットになるんじゃないかなって思うんですけれども、病気になったら貧困状態にどんどん陥っていくということがありますので、今後、保険税の収納も、本当にそういった人たちに寄り添ってあげて、指導をしてあげられまして収納に当たっていただきたいということをお願いしておきます。どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 国民健康保険の被保険者の皆さんが、どちらかといえば現役を終わられて年金だけの収入になられて、医療保険の行き先は国民健康保険だということがあります。それから、個人事業主さんで所得の非常に多い方もそこにいらっしゃるということですけども、どちらかといえば生活基盤が全体から見ると低いというところが集中のいわゆる国保ですので、我々市町村の国に対する基本的な医療保険制度の改革ということは、数ある医療保険制度を今1つにしてほしいというのが、医療保険制度の一本化というのが従来からの目標でありますので、そうすれば、所得の高い人や元気な人も一緒に、そして国保のほうでは高齢者やどうしても病気がちな人がありますので、そこを一緒に医療保険にしてほしいということは従来から要望し続けておりますので、その要望し続けてきた一つの結果が、まずは国民健康保険の都道府県化だということでもありますので、次は医療保険制度の一本化に向かっていくということでもあります。

医療費の支払いが大変だということは確かにありますけれども、高額医療の制度が国保全体で、国全体で定まって互助をするような形になっておりますので、それは例えば入院で、入院給付だと最高で7万か8万個人負担、生活費は別ですけども、7万か8万払われれば高額医療費の適用になるということで、それ以上の医療費は求められないということで、共同事業で支払いをするということになってますので、過去からすれば格段に進んだ医療保険制度に日本はなっておるといふふうに思ってますので、その点は改善がされておるといふふうに思ってます。

ただ、江田議員がおっしゃる、年金の額で生活が難しくなったということとは連動がしませんけれども、今はさまざまな、介護保険を初めとする保険料あたりは年金から天引きというような状況がありますので、そこが目立った感じになってきておるといふふうに思ってますけれども、一定の、国全

体で見る病気に対する被保険者の皆さんの互助制度はかなり拡充をしてきておるといふふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりましたっていいですか、全体の今、県の保険の一本化っていうことを期待するということなんですけども、もう既に国民健康保険の会計を見ますと、納付金っていいですか、協会けんぽ、共済組合からの負担でかなり賄っておるといふ状況になってますので国民健康保険も、もう既に保険の一本化が一部始まっているなっていうふうに私は捉えておりました。それはそれとしましてですけれども、やっぱり高額医療費を毎月それでも7万円払うの大変です、話を聞いてますと。恐らく私もそうなったら本当にえらいなと思います。以前も言いましたけど、村長は生活困窮者の特別部会でいろいろと発言されたと思うんですけど、その報告書の中に、医療費の適正化が余り強調されると生活保護受給者の生活を脅かすことになるので、十分配慮が必要であるというようなことが書かれてますけど、これ、ちょっと私理解ができなくて、どういうふうな視点で書かれたものかなっていうこと、覚えていらっしゃいましたら。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 生活保護にかかわる医療給付費は、支払いの実態としては、請求があったものをお支払いをしておるといふことでありますので、生活困窮の対象になっていらっしゃる方の医療費を抑制をしているという現実はありませんので、そのような心配をされなくても大丈夫だといふふうに思ってますが、中には不正受給みたいなのが目立ったりしましたので、特別部会の中では、そのところはやっぱり医療者に、いわゆる現場で医療をされる人への適切な診断が求められたといふことで御理解をいただきたいと思います。それは、生活保護だけの医療給付だけをしていらっしゃる専門病院みたいなのが都市部にはあるといふことでありますので、この地方ではそんなことは起きていないといふことでありますので、生活困窮なので、生活保護なので医療費が抑制をされておるといふことではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、村長のほうに御答弁いただいたマイナンバーのことでお聞きしますというより、窓口ではいぐあいに対応していただいているなといふふうに思いました。本当に、例えば自分はマイナンバー書きたくないって言う方がおられましたら、それはそれで認めてあげて、不利益がないような対応はしていただいているんだなといふことを確かめたかっという気持ちもありますので、それ、今後ともよろしく願いいたします。

あとは、教育長のほうに再度質問させていただきます。実は、私、このたびの学校給食については、本当に子供を貧困から救いたいという思いから質問しました。いろいろと、どの行政区でも絶対子供の貧困はうちの地域にはないよということでは絶対ないというふうに思っています。ただ、生活保護基準を少し上回る収入があって生活保護の対象にならない人たちは、例えば税金払ったり保険料払ったり、教育費を払ったり医療費を支払った後を見ると、生活保護基準以下の可処分所得しかないということになる方が、私結構、ボーダーラインの方ですけど、おられると思うんですね。

私このたび、この給食費のことを取り上げたのは、インターネットで、これは賛否両論、両方の考え方がいつもありますので、インターネットをちょっと見てみたら、反対されてる方なんですけど、本当にこれは何ていいますか、給食費の滞納してる親に対するバッシングだと思うんですけど、本当に見て驚きました。大人がこんな言葉を使ってこんなこと言うのかないくらい本当にびっくりして、プリントアウトする気持ちもせんだったんですけども、中には学校給食を滞納してた親は、仮に障がい者になっても国費を使うことはならんってというようなことを書き込んだりしてる人とかありました。それは言葉が物すごく悪くて、私、子供たちがそういったものを見たら、親もです、親も本当に一生懸命払っておられますけども、親もそういうのを見たら、絶対学校給食だけは滞納したらいけんっていうふうに思うんじゃないかなって思うような、悪質というか、物すごい言葉で載っておりました。それを見て、ああ、もう絶対これは学校給食せんといけんって思ったんですけども、私、学校給食が全員が平等に無償化になるといなくなって思いました。

厚生労働省が調査してる、なぜ学校給食滞納するかっていうようなのと、それから貧困の問題での調査した結果を見ますと、やっぱり生活に困っていることを知られたくないとか、それから、自分もずっとそういった生活してきたので、子供に何か惨めな思いさせたくないだとか、そういったこともあります。もちろん、全てがそうではないですけども、やっぱり私、何ていいますかね、たしか御答弁にありました、子供の貧困とかいう問題は本当に見えにくいし、いじめも見えにくい。そういう形で子供たちは本当に上手に何ていいますか、重たい物を背負ってとっても上手に周囲とつき合ってるなと思うんですけども、私はそういったことをずっと考えて、安心して、子供たちが何の暗い重たいもんを持たずに、みんなと一緒に学校に行ってる間だけは幸せ、学校の給食は楽しい、今どんどん食育っていうことも言い出しました、もちろん昔から言ってますけど、やっぱりこの食育っていうのも学校給食であったことを家庭の食卓に持ち運んでくるってというようなやっぱりそういった役割もあって、温かい家族をつくるってということにも貢献して

と思うんですけれども、そのあたりで私、この所得制限なし、今かなり高額な住民税払っておられる方も、最近税金を二重払いしとるような気がするということを言われた方がありますけれども、余り何にも所得制限があって利用できない制度も多くて、できれば学校給食ぐらいは全ての子供が無料で給食を食べれるということで、いじめがなかったりとかそういったことにつながっていくのではないかなという思いがしておりますけれども、教育長、いかがですか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 江田議員御指摘のとおり、子供たちが暗い重たい気持ちを持つことは私も全く望まないといえますか、ぜひ避けたいというふうに思います。

そこで、やはり経済的な支援が必要なお子さんの把握をきちんとして、その支援をきちんとしていくということをまず第一に考えていきたいというふうに思います。おっしゃいますように、生活保護家庭ではないけどもぎりぎりボーダーラインというふうな御家庭も当然あるかと思いますが、そこら辺のフォローをどうやっていけるのかというのは、やっぱり教育委員会としても課題であろうなというふうに思いますし、現時点も、準要保護の観点から、そういう支援をできてる部分もあるのではないかとこのように認識しておるところでして、申しあげましたように、きちんとその状況を認識して、フォローをきちんとしていくということは、ぜひやっていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 時間がなくなりました。学校給食の未納ということで無償化をきょうは言ってるわけではないですけれども、だけれども、今、保護者の規範意識の問題がいろいろ言われておりますけれども、子供は親を選ぶことできませんので、本当に世帯の問題と、子供個人個人、一人一人をやっぱり守ってやるっていうことは、ぜひしていただきたいなということを要望して終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩を入れます。再開は11時45分から再開いたします。（「15分じゃないでしょうか」と呼ぶ者あり）

15分から。何言ったかいな。（「45分」と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい。

11時15分から再開いたします。（「えらい休憩が長い」と呼ぶ者あり）はい、長いですよ。

15分からですので、改めて申し上げます。

午前10時57分休憩

午前11時15分再開

○議長（山路 有君） 休憩前に引き続き再開いたします。

7番、橋井議員の一般質問を許します。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。本定例会におけます一般質問をさせていただきます。

私が一番最後になりましたので、ゆっくりさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

本日の一般質問につきましては、大まかに3点について質問をさせていただきたいと思います。まず1点目は、国道431号線沿線の開発の状況は、2点目、保育料、そして教育費の無償への課題は、3点目、村の農業展望はということで、以上、大まかに3点について質問させていただきます。

まず1点目であります。国道431号線沿線の開発計画についてであります。これにつきましては、さまざまな村内の方々から私どもも問い合わせなり相談を受けることとございます。これらについては、やはり行政側からの方向づけが明確に出ないということへの不安なり云々であろうかということとありますので、本日はこれらについての、答えられる範囲とは思いますが、現状と今後の見通しについて伺うものであります。

まず、この点につきまして、現在、国道431号線沿線はイオンの431号線を挟みまして北側のイオンからホレコ川までの開発区域、そして、村道橋通り道から樽屋の間の431号線の南側の2カ所が現在浮上しております。431より北側につきましては、開発業者は株式会社ウシオ、そして、南側につきましてはオリックス不動産であるということと承っております。以上、これらの点について、村と開発業者の許認可について現状はどうか問うところとあります。

そして、もう1点、村とこれらの地権者との関係をどう捉えておられるのかどうか。そして、これらの農地が減少するわけではありますが、これらの変動面積を地目別で明示をしていただきたいというふうに思います。そして、これらの開発が計画され進むに当たり、今後の交通環境に対する考えはどうか。そして、これらについての進捗状況の総括的見解を、以上、北側の開発部分、そして、村道から南側の部分のおのおのについて説明を求めるものであります。

次、2点目、教育費、保育料の無償化に関してであります。これらについては、先ごろからテレビでも高校の無償化等マスコミではにぎわせておりますが、国はこれらのことについて、消

費税の財源による充当方向で進めるといふような見解も述べておられるようですが、これらへの影響については各自治体についても大きな負担も予想されるため、以下の点について見解を求めてみたいと思います。

まず、保育料についてであります。保育所運営についての保育料を含めた保育所の運営費の入出別額を性質別に提示し、説明を求めていきたいと思っております。現状の保育所の実態を皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。さらに、保育所の入所等に、これは入り数ということを書いておられますが、これは失礼、人数ということに訂正ください。入所児童、そして人数、これからの出生数を予想した動向はいかなる方向なのか所見を求めたいと思っております。それから、小・中学校の義務教育における影響と方向はどう見ておられるのか、これらの考察を求めるところであります。

そして、3点目が、村農業の展望についてであります。米の自由化に対する考察ということですが、これは、政府米等が外国等ではございません。表現が足らなかったなというふうに思っておりますので、これは、生産調整等が自由化となるということで来年度からの不安も農家の皆さんはお持ちでございます。これらについての農業政策についての見解を求めたいと思っております。

そして2点目は、村農業の未来像の見解について求めたいと思っております。これについては、私どもの同僚でありました景山議員が惜しくも逝去されたものであります。彼は生前ずっと、担い手としてたくさんの農地を保全をし、活躍をされておられました。これらの継承の云々も含めて、農業のあり方について今後は日吉津村も対応をしていかななくてはならないという観点のもとに質問をさせていただきます。以上、答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 橋井議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、国道431号沿線の開発の状況はということですが、その中で5つの項目に質問が細分化されております。まず1つは、村と開発業者の許認可に対する関係はどうかということで、具体的にはウシオとオリックスだということですが、このエリアについては、米子境港都市計画マスタープランで一定の都市的土地利用をするということで、2年前にそのマスタープランが決められて決定になっております。農地としての従来の活用から、431の社会資本という沿道に対する利用期待に沿うためのマスタープランを定めたということになります。この地区は調整区域でありますので、地区計画制度を使って開発行為を進めるということになります。地区計画の案を策定するのは、開発事業者と地権者とで構成するまちづくり協議会が主体

となって、道路の配置や建築物の建て方のルールなど、関係機関と協議をして計画案をおつくりになるということでもあります。まちづくり協議会は、これらの協議完了後に都市計画提案制度により村に対して地区計画の提案を行われるということをごさいますて、その後、村は都市計画決定の法手続を行うというものであります。

具体的には、都市計画案の作成があったり住民説明会をしたり、さらには県知事の事前協議をして、その後公告、縦覧、そして村の都市計画審議会でも議論をいただく。そして、さらにもう一度、県知事協議をして都市計画決定の告示を行うというもので、かなりの事務スケジュールがまだまだあるということでもあります。まず、樽屋のほうのオリックスのほう、オリックスは不動産屋さんですかね、開発デベロッパーということになろうかと思えますけれども、樽屋集落北側の計画は関係各機関と事前協議をされたということでありまして、都市計画提案書が10月に開発事業者から村のほうに提出をされておりますので、今後、先ほど申し上げたような手続を進めていく予定にしております。もう一方の富吉集落北側のウシオさんの件につきましては、関係各機関と事前協議が行われているという状況をごさいますて、樽屋北のように、まだ都市計画提案書が出される段階ではないと、まだ事前協議の段階だということでもあります。

村と開発事業者の許認可に対する関係はどうかということで、まず1点目でありますけれども、開発事業者は地権者として構成するまちづくり協議会の一員であります。村は、農業、道路、交通安全、環境、防災等の事前協議を受け、指導、助言を行うということで、都市計画の手続完了後に、先ほど申し上げましたようにまだまだハードルがあるということでもありますけれども、その都市計画手続完了後に村は関係法令の許認可を行うという段取りであります。

村と地権者との関係をどう捉えているのかという2番目のことに関しましては、地権者は開発事業者と構成するまちづくり協議会の一員だということで、先ほど説明しましたとおり、村と開発事業者との関係だということでもあります。

3番目の農地の減少の面積と地目別ということですが、樽屋北側の計画地が農地が1万1,387平方メートル、畑が53平方メートル、合計で1万1,440平方メートルということです。それから、富吉北側の計画地の農地面積については、まだ未確定でありますけれども、おおむね4ヘクタールが見込まれておるところであります。

4番目の今後の交通環境の分析をということではありますが、樽屋北側の計画地は大規模小売店舗立地法に基づいて交差点需要率を解析した結果、処理能力は十分あるという結果であります。これは、この前の県道の日吉津伯耆大山停車場線、そして村道の橋通り道線、そして開発事業者が新たに道路を開発、道路としてつける、道路等も含めたものの交通環境の分析、処理能力は

十分であるという結果が出ておるといふことであります。

富吉北側の計画地については事前協議段階ですけれども、道路の適正配置や交差点部の拡幅等の対策を行う予定だといふことで、これは今議会でも申し上げましたけれども、一定の固まりの開発計画については、村としては周辺を構成する道路については9メートルで片側歩道の2車線の企画で計画をするよう、開発許可の基準といひますか、そこを定めさせていただいたといふ内容に沿ったもので道路の適正の配置や交差点部の拡幅等の対策を求めています。

5番目の進捗状況の総括的見解はといふことでありますが、地区計画の区域は国道431号沿線の約37ヘクタールの区域として、同時に地区整備計画については都市計画提案がなされた区域として、今後、都市計画の手續に着手をする予定である。地区計画による商業開発については、当然でありますけれども、沿道環境なり営農環境なり居住環境との調和を図りながら適切な開発を行うといふことでの開発につなげたいといふことで、10年前に定められました日吉津村土地利用計画の実現に沿った内容での開発にしていくといふことでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、保育料、教育費の無償の課題はといふことであります。保育所運営費の入出別、いわゆる経費をといふことで、歳入と歳出の経費を求めるといふことでありますが、それから、保育所の入所人数、これからの動向についてといふことでありますのでお答えをしますが、保育料については、現在、国は3歳以上児の保育料の無償化の実施に向けて検討をしているといふことで、詳細はまだこれからのようでありますけれども、正式決定となりますと、本村の平成28年度決算ベースで利用者負担の約83%を占める3歳以上児の利用者負担金、約1,900万円が歳入減となると。国からの補填は交付税措置が考えられるわけでありますけれども、その場合だと75%を交付税で算入をしてもらって、残りの25%は村が直接の負担をしなければならないといふことになりますので、その額が480万円に上るだろうといふことであります。今後の3歳以上児の入所数の動向は横ばい状態で推移をすると予想され、毎年同程度の負担が必要になると考えられます。それで、未就学児のうちの村内の幼稚園、保育所に就園している児童がいる3カ年の新入学児童の割合は、平成27年が29分の5、平成28年が31分の4、平成29年が32分の4、おおむね1学年に5人程度と、3歳から5歳児の見込みが15人程度と。それから、幼稚園の入園料でありますけれども、約28万円ですので、これに14人を掛けると年間420万円の経費が必要になるといふことでありますので、保育料の例によって交付税措置されたとしても25%村が負担するといふことになりますので、村の持ち出しは毎年100万円程度が幼稚園の無償化については必要になってくるといふことであります。

以上が、保育料、教育費の無償の課題ということで、保育料とさらに幼稚園の費用ということでの影響額を申し述べさせていただきました。

次に、農業の展望はということでありますけれども、まずは米の自由化に対する考察というお話でありますけれども、平成30年度より国から生産数量目標は提示されないということでありますので、生産数量は米価の変動に大きく影響を与えるので、需給見通しを参考に検討するということでございますので、再生協議会を担当します村の立場として、生産者個人が米の需給バランスを予想するというのは非常に難しいというふうに考えてましたので、これは県に県下統一的な需給見通しをしてほしいということで要望をしておったところですが、県はそのように県内での需給見通しを出すということでありましたので一安心をしたなということです。県のほうでは数量目標を検討し、それに従って村も生産数量を検討し、提示をしながらブロックローテーションを実施をしていくという考えであります。これは、地域農業再生協議会とそれから米の販売は直接JAがやられますので、JAと協議をしながら進めていくと。いわゆる生産目標数量の県が示される数字に対して、それをさらに検討を加えていくということでの取り組みを進めていくという予定であります。

次に、村農業の未来像の見解はということでありますけれども、農業従事者の高齢化、担い手の確保、圃場条件、農業用排水路及び畦畔等の管理、荒廃農地の縮減等の課題克服のため、これらの課題は、今日本が横並び的に抱えておる課題でありますので、これらを克服するために各種施策を実施し、継続して農業を営める、また、そうしなければならないというふうに考えております。そういう環境をつくる必要があるという気がしております。

我が村全体で言いますと、住むなら日吉津、子育てなら日吉津、待機児童ゼロというのが子育てでの条件をそういうふうにしておるといふことですし、高齢者で言えば地域包括ケアのシステムをつくろうということで、我がこと丸ごと地域共生社会の実現だということ、そして、土地利用で考えたときには、先ほど質問の出しております431の商業的な土地利用ということでの土俵をつくっておるといふことでありますので、農業については、農業が継続的に維持しながら営農していただける環境を構築していくことは大事であろうというふうに考え、そのような取り組みが必要であろうというふうに思います。

それから、20ヘクに及ぶ日吉津村の農地の担い手として、お亡くなりになられた景山重信さんが経営をしていらっしゃって、その受けていらっしゃった関係者は105人あったわけでありますけれども、それらのこの20ヘクの農地をどうやって次に引き継いでいくのかということも多少お触れになりましたので申し上げさせていただきますと、この景山さんとの貸し借りの契約

ができておった農地は、県の農地中間管理機構が全てお受けになるということを受けていただくというものであります。

薬草栽培は個人的にそこにかかわっていらっしゃった人がお受けになるということですし、それから、法人の代表もしていらっしゃったので、法人は役員改選があって、引き続いて法人を経営していくということでもあります。個人の農地中間管理機構が受けた土地は、ひとまず全部、農地中間管理機構がお受けになったということでもあります。その会議はもう既にして、105人の方に案内をして、景山さんとの契約を解約をして、農地中間管理機構に引き受けてもらうということで、そして今度は、農地中間管理機構からこの景山さんが引き受けになっておった土地を、12月の2日だったと思いますけれども、担い手や大規模の経営能力のある方などに、さらには農業委員会にも中間に立っていただいて、20ヘクタールの農地を引き受けていただくという方向の話をさせていただいたところでもあります。まだ個別の具体的な、ことごとこと景山さんが引き受けになっておった土地があるよということをお示しをしたところございまして、今度は、じゃあ、私はここをつくりたいとかいうことが出てきますので、そこらの調整をして、春の作に間に合うようにするということでもあります。

一部、圃場条件等のこともあったりしてその契約が成立しない場合には、当面3年間は農地の中間管理機構が維持管理をするという制度でありますので、その3年間のうちに次の耕作者を探していくということになりますので、そのような取り組みで、景山さんが担い手農家として経営していらっしゃった分は、何とか次の人に引き継ぐ方向なり目安が立っておるということで、まだまだこれから紆余曲折はあると思いますけれども、そういうことでの取り組みになっておるといふ状況報告をして、橋井議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員の一般質問に、続けてお答えいたします。

保育料、教育費の無償の課題に関する中で、小・中学校の義務教育における影響と方向に関する考察についてのお尋ねでございました。

昨今、新聞でよく報道されております10月の衆議院選挙の公約、現在開会中の国会での安倍首相の説明等では、また、新聞報道によりますと、幼児教育、保育の無償化ということでございまして、御質問にあります小・中学校義務教育に関する事案に関しましては、今のところ言及されていない、また、報道もされていないという状況だと受けとめ、認識いたしております。当然、県教育委員会、文部科学省のほうからの何らかの連絡ということも一切ございませんので、今後の国会の中での小・中学校義務教育に関する議論や、どんなことが言及されるのかを注視してい

かなければならないなというふうに考えているところでございます。ということで、現時点における影響は、まだはかれないということかなというふうに認識しておるところでございます。

以上で、橋井議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。これから再質問させていただきたいと思います。

まず、お断りではあります。きょう1、2、3点、国道431沿線の開発、それから、教育保育料、そして農業の展望ということで3点質問させていただきますが、まず、1点目と3点目につきましては、これらは相互に互換性があると考えますので、これは後に回させていただいて、先に教育費、保育料の無償化に関する問題について先にさせていただきたいということでお断りを申し上げたいと思います。

先ほど教育長からの説明もございました。それより前に、保育料のことについての話をさせていただこうかなと思います。きょうは課長のほうから前もって事前に資料を2枚添付していただきまして、保育所の実態を御報告いただきありがとうございます。これについてですけども、この2枚目の、これは要するに入所児童の推移ということが人口形態との連動もあると思いますので、29年度、今現状はわかるし、来年度30年ということで、これについてはやはり現在例えば母子手帳であったりとか、住民課のほうに来られたり、保健課のほうに、例えば対象の方が来られたりということでの確認した段階で30年度は確認がある程度これは推計としてできて、そして31年度以降については、これはあくまでも累計値ということで認識してよいものかどうか、お願いします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃりますとおり、平成29年度の母子手帳等の交付等の数値を見込んだ推計でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） わかりました。ということで、ことは145名、平成30年、来年は148名ということで、3名お子様がふえるということで確認をさせていただきました。それ以降の31年度以降については、これはあくまでも推計値ということで同様の数値が並んでいくということでありまして。これ見ますと、推計の予想ではやはり1歳児、2歳児のところはパジャさん、ベアーズさんに依存するところが大きいというふうに見てとれるんですが、これらの予

想としてはこういった要件があったということで考えればよろしいのでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

それにつきましては、平成27年、28年、29年の出生数がスライドしていくということと、それから、パジャさん、ベアーズさんも定員がございますので、そこの兼ね合いで推計をさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） ありがとうございます。

要するに、今、入園、入所されてる方のスライド数値というものがここに反映されたということとを理解をいたしました。

それから、きょう給食費やらのお話も出ておりましたので、これも連動して話をさせていただいてもいいかなと思います。保育所の運営の実態といいますか、多分村長も相当これは苦慮されて予算組みをされているということは私どもも理解をするところであります。確かに、といたしますのが、今の無償化の有無といいますが、保育所は保育料を入としていただいております。そして、そのかわりに食材といいますか、そこは賄い材料として需用費の中に取り組みで計上をされております。ということで、おおむね保育所では約1億強の財源を要するという認識で、村の方々にも御理解を私は賜りたい、この場をかりてということとであります。

それで、中身をちょっと分解してみれば、保育料の負担金で、昨年度のちょうど決算書があったもんですから、700万ぐらい負担料が入ってますよね。700万、約、保育所の。ここには大体700万でしょ。（発言する者あり）保育料は7,000万でしょ。7,000万。ああ、700万。ああ、うそだ、7,000万、ごめんなさい、失礼。給食費の負担金が約1,000万ということですよ。（発言する者あり）ああ、ごめんなさい、これ、100万単位です。財源の内訳の部分で保育料は700万ですわ、保育料負担金は。財源、保育料負担金の内訳です。（発言する者あり）

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○議員（7番 橋井 満義君） 私の勘違いかな。

○福祉保健課長（小原 義人君） 済みません、失礼しました。きょう、橋井議員の一般質問資料ということで、運営費の決算額の推移の資料を配付させていただいておりますので、これ、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。これが日吉津保育所に係るものだけでございます。それで、歳入、歳出でございますが、御質問の中で28年度決算ベースでよいというふうを書いて

ありましたので、この平成28年の部分について御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、保育所費の中には保育所費の職員人件費と運営費、それから総合支援事業という3つの事業名がございます。その合計額をここには記載しております。まず、歳入のほうですけれども、分担金及び負担金ということで7,500万。内訳として施設型給付費で5,100万、保育利用者負担金ということで2,300万ということになってます。施設型給付費といいますのは、これは国の公定価格で計算した金額を村から会計に、保育所費のほうに入れております。これは、公設の場合は全て持ち出しということになります。それから、保育所利用者負担金というのが保育料で皆さんからいただいた金額、これが2,300万ということになります。それで、次の、うち3歳から5歳分というのは、今回の御質問で無償化の影響ということでつけておりますけれども、以上児の保育料はそのうちの1,900万ということになります。それから、県支出金で470万ということですが、これは県がやっております第3子以降の児童の保育料無償化ということへの補助金ですとか、それから、保育士の国基準よりも手厚く配置することによる補助金ですとか、こういったものが470万、合計額としては上がっております。雑入の110万というのは、職員から集めた給食費でございます。これが歳入でございます。

それから、歳出のほうですが、性質別ということでございましたので性質別で表現をさせていただいております。人件費が約7,000万、それから物件費が約4,000万、維持補修費が17万、それから、補助費等が約20万ということで、合計額、歳出が先ほど言われました1億程度ということになります。

それで、その下の一般財源充当額といいますのは、これが歳入と歳出の差額でして、足りない分を一般財源の充当ということで2,800万ということになります。

しかしながら、先ほどちょっと施設型給付費で説明しましたけれども、こちらの施設型給付費の5,100万というのも村からの持ち出しでございますので、村からの持ち出しというのは、この一般財源充当額と施設型給付費を合わせた約8,000万、こちらが村費からの持ち出しということになります。一番下に書いております保育利用者の負担金の内訳、3歳から5歳が占める割合というのが、全部の利用者の負担金のうちに3歳から5歳の占める割合、2,300万のうちの1,900万が占める割合というのが、28年度でいきますと82.7%ということの表でございます。補足をさせていただきます。失礼します。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 財源内訳を確認させていただきました。

そこで、次、小学校との関連があるんですけども、保育所の場合ですと各保護者から保育料を

いただいて、そこを財源充当をして、その中のトータルの会計の中で賄い費を買って、そこで給食をお出しして構成をしとるといふものの、その賄い材料費というのが、分解してみれば約1,000万ぐらいあるんですけど、980万。それで、あとは需用費の内訳で約1,500万ぐらいということだったように記憶しております。

それでいきますと、というのが、小学校の今度は話になってまいりますけども、小学校は大体現在190回ぐらいあったというふうに、前回の決算資料を出してみましたら小学校で給食が190回で3万4,674食ということであります。それで、今給食費が283円か何ぼ、違いますか。（「258円」と呼ぶ者あり）258円ですか。（「負担していただいているのが258円」と呼ぶ者あり）258円ですね。それで、給食費、村費から59万円を出していますから、1食当たり17円ですよ。これ、ずっと何十年も、20年ぐらいも変わってません。そうしていきますと、約280円を3万4,670云々で掛けますと、約1,000万という計算になっちゃうんですね。要するに、学校給食では1,000万かかって、でも、会計は一般会計にしたほうがいいじゃないかという昔の過去の話もありましたけども、給食は給食でまだ独自会計でされておられます、学校の給食の先生が。

そうしていきますと、何がこんなことを言いたいかいうと、給食にかかるとお金をばらしてみると、村民の当たりだとか生徒数当たりの実態が私わかんと思ったもので、例えば1,000万を、うちの人口約3,500人ですからこれを割っていきますと、おおむね2,900円とか800円とかになるんですよ。わかります、言いたいことは。要するに、学校給食費をチャラにしようと思うと1人当たり2,800円から900円の負担額になります。そして、これを学校の生徒数の延べ人数の180今2か3かぐらいですね。（「191です」と呼ぶ者あり）191ですか、多いですね。それ、割っていきますと、年間約5万6,000円とか7,000円ですね。そうしますと、約、これ、18人から19人で1人のお子さんの給食費を約3,000円投じて持つということは、ここの今議場におられる人全員が1人の子供さんに3,000円ずつ投じて初めて給食が運営できるんです、小学校の給食の実態、ですよ。それを、一つはイデオロギーの考え方もあるし、実態をやっぱり把握することによって、今後のやはり私は運営には大きなそこが課題であるなというふうに思っています。

その辺では、ちょっと給食費の話にちょっと飛んでしまったんですけども、その辺のやはり一つは運営のマネジメントと、やはり全体としての考え方といいますかね、その辺では教育長どういふ、今の私がお金の話ばかりしたもので申しわけないけど、その辺の所見はいかがですか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） お金のことにちょっと疎いんですけども、おっしゃるとおり、およそ児童1人当たり年間5万円弱になろうかというふうに思います。村民がどういうふうに負担しているかという計算はしておりませんでした。おっしゃるとおりの予算等が必要であろうというふうに思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、経済的な支援が必要な御家庭というのは必ずございますので、そこんところはきちんと手当てさせていただいた上で、やはりこれだけの予算になりますし、特に食材等に関しましては保護者の負担にもお願いしてまいりたいというふうに、基本的に先ほど答弁したとおりに考えておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 考え方の基本姿勢は承りました。その中でやはり、日吉津小学校は中学校に参りますと、それこそ米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校という学校構成に行きます。そうしますと、小学校とのバランスの問題もやっぱり出てまいりますね。片方がこうですとか。それと、組合構成をしてるものですから、村長も御承知のとおり、そこでのやはり格差の問題も出てきたり、さまざまな要因が私には出てくるなというふうに考えます。その中で、よく組合議会の中でも出てくることは、やはりそこでのそういう支援策を怠ってるわけではないわけであって、要保護であったり要支援という施策を用いながらそこをカバーをしていくというふうな基本的なスタンスがやはりあるわけですので、その辺は時代の趨勢と教育的なスタンスはきちっと持っていきながらこの問題には今後は取り組んでいただきたいというふうに、これはどうせえこうせえということの立場でも私もないわけですけども、その辺は熟考してやっていただきたいというふうに考えるところであります。給食費を脱線してしまうといけませんので、この程度で終わりたいと思います。

ちょっと給食費でそれてしまって、どこまで行きましたかいね。

保育所の食事関係なんですけども、以前にさまざまな場面ではアレルギーというんですか、何とかって言いますね、食べれる食べれないの、その実態というのはいかがなものでしょうか。近況の状況のあれがわかれば報告いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） さまざまなアレルギーをお持ちの子供さんがいますので、個別のアレルギーの対応食を提供をしておるとい実態でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。現場は、それこそかなり気を使っていますので、エラーも実は何年か前にございました。やっぱり反応が出たりして大変なことであって、非常に保護者の方には当時本当に御心配

をおかけしたところでありますので、振り返ってみますと本当に、いわゆる除去食を提供する過程で、しっかりと現場で調理する、さらにでき上がったものを保育室に運ぶ、そして保育室から保育室で子供に与えるという過程のチェックが十分でなかったかなということはあったと思っております、何年か前の話です。それを契機に、しっかりと職員は何ていいますか、本当に神経を立てて除去食の提供に苦勞をしておるといことでありますし、それから、アレルギーの状況が本当に多種多様になってきたということですので、現場はかなり苦勞をしておりますけれども、でも、保育ということで預かっておりますので、そこのエラーがないように頑張っておるといことで御理解をいただきたいと思っておりますし、除去食については学校給食も同じだといふふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） わかりました。

私のちょっと計算違いで時間が大分足りなくなりましたので、次に、もとへ帰りたいと思います。

今の開発の問題についてですけれども、開発行為についてはこれはもう都計法でがんじがらめの法律でありますので、29条で基本的な基準を設けて、そして32条、もう大まかに言います、これらの法的整理の部分なんですけど、32条では管理者の同意、33条で一般基準で、34条で市街区抑制のための特例を設け、そして40条には相互の帰属ということであります。それで、私、この40条の最終的な村に対する道路なり云々の、水路なりの帰属の問題についての話は出ておりますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 開発道路については、事業者さんとそれから地権者とが議論をされて、当然その地域の交通が従来の住民生活に影響が出ないよということ、一定の開発、特に我が村では周辺については開発許可基準に該当するということならオーケーということがありますけれども、決して村全体で考えたときには、例えば5メートルだ6メートルでは多くの車が入りをする、そして住民生活もあるということ、それでは不十分だということ、9メートルの片側歩道ということをお願いをして、その基準に従ったもので受けさせていただくということありますので、その際には地権者の方はいわゆるその新たな開発道路になった土地については村に帰属をさせなければならないということ、寄附を受けるということの前提がありますので、御心配をいただきまして、そのような御質問だと思いますけれども、地権者からその部分は法律行為上は当然提供をいただいて、村のほうに帰属をさせるという内容であります。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） わかりました。

40条における、要するに完了後の帰属行為については村との協議として行ってるということであり、確認させていただきました。

それから、この間の11月の20何日でした、27日に都市計画審議会が開催されておりますね。うちのほうから、議会から3名出席をし、あとは都市計画審議委員のメンバーだったと。その中で聞き及ぶところによりますと、先ほど説明がありました道路については、これは村で条例化をしてそれを規定をしていくということが話で出たようであります。この条例をつくるということ定義づけをしなくてはならない根拠は、いかなる要因であったのかということ、例えば都計法の何条に照らしてこの規定を設けていくのかなということで検討されたものですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） これは、都市計画の開発許可基準の中でいろんな項目がありますけれども、それは地方自治体として、開発においてはここは自主的に我が村はここを規制させて、いわゆる先ほど申しあげました開発許可基準以上のものを定めさせていただくということで、地区計画の規制といいますか、規定といいますか、そこで定めさせていただいたものであります。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） わかりました。

先ほど来説明があるとおりでありまして、この部分ではやはり地方自治体としての責任をきちっとするべきかなということで村長は多分対応をされた措置で、私は逆によろしいかというふうに思っております。できるのであれば、私はこの12月の部分には早く出てくるかなというふうに思ってたところなんですけども、やはり一つは、もう時間がありませんので総括をしてみたいと思いますけども、やはり今回の場合には開発区域が2カ所にわたっておって、それらの温度差が若干やはり違うということが行政も心配されますし、同じ村内の地権者もそこでそごがあるはいけないということを思っておられます。しかしながら、これは業者が2つとも、めいめいが違うわけですから、それと地の利の条件も違ったり云々ということではあったかと思えますけども、その部分をやはり、片方はのめても片方がのめないという状況かなというふうに、実は私は推察をしております。多分そうであろうなということで、やはりそこには業者さんの協調関係が保持できないということであれば、やはり条例化に踏み切らざるを得ないということは私は大いに理解をするところであります。

やはり今後の、先ほど一番最初の答弁でもありましたとおり、交通の問題であったですけど、

それを今後の将来的に考えていけば、そうせざるを得ないということは理解するところでありますので、今後、益田課長にはもうがいに答弁求めませんから、その辺では担当課としてうまくやっていたきたいというふうに思います。今後の進展にはできるだけ村の毅然としたスタンスを持ちながら、できるだけ地権者なり住民の皆さんとの協調を保ちながら、すべきことはとっていただきたいというふうに思います。

時間がもうありませんので、別の機会を持ってまた質問させていただくかもわかりませんが、今回はここで終わらせていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で橋井議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は12月11日午前9時から議案質疑を行いますので、本会議場に御参集ください。
御苦労さまでした。

午後0時15分散会
